甲府市議会だより

第5号
昭和45年5月1日

（編集・発行）
甲府市議会だより編集委員会
電話㊥7054　甲府市議会事務局

本市の人口
（昭和45年4月1日現在）

人口総数	186,367人
男	90,446人
女	95,921人
世帯数	57,341世帯

新年度予算を修正可決

3月定例会

国保値上げ20%に
一般は枠内で調整
全会一致

甲府市議会三月定例会は去る三月七日招集され、会期を三十日までの二十四日間として、昭和四十五年度一般・特別会計予算、条例案などを中心に慎重審議しました。この結果、市長提案の予算案は、一般会計で五億七十三万円の枠内修正のほか、特別会計で国保の値上げ率を二〇%に押えるため千三百七万二千円の減額修正を全会一致で可決、条例案も一件について原案修正を行ない、さらに国鉄の身延線合理化対策に反対する意見書、および請願・陳情などの採否を決めて閉会しました。なお、十日から三日間にわたる一般質問には、山口茂申、三井五郎、千野重雄、奥石六蔵、込山貴雄、古屋清男、早川武男の七氏が各党派を代表して活発な質問戦を展開しました。

一般質問の内容

▽道路舗装―

問 秋山市長が最重点としている道路舗装は、市民の最も強い要望であり、この舗装率を本年度五〇%、新年度で七〇%に引き上げるのは結構だが、交通事情等によって損傷が早いので遅滞ない補修が望まれる。また依然として道路の掘り返しが跡をたたず、住民が迷惑しているが、ガス・水道と並行して行ない無駄のないよう道路工事はできないのか。

答 舗装は予定どおり、本年五一・二%が完了する。舗装の寿命は交通量によって違はあるが、三年から八年くらいは補修がなくて済むようだ。特に交通量の激しい所は、夜入りに行なっている。新年度からは、補修専門の班をつくり、いたみの少ないうちに補修をして長持ちさせる。掘り返しについては、道路掘さく協議会を関係者と設置してあり、事前打ち合わせを密接にする中で努力する。

問 都市化がドーナツ型の発展をとげている甲府市舗装三ヵ年計画では、スプロール化は解決出来ない。近郊幹線道路の整備をあわせてしないと、秩序だった都市発展が期せられないと思うがどうか。

答 ドーナツ現象で人口は近郊に広がり、さらにその外はスプロール化が激しい。農村の基幹道路を計画整備すべきであるという意見はもっともで、舗装三ヵ年計画は強い要望であるので達成するが、その間に農道についても調査をしてもらいたい。

▽汚職事件―職員の自戒望む

問 市役所の汚職事件は、ほとんど体制的なものであることが明らかとなった。全国まれにみる機構改革ではあったが、職員の覚醒改革ができなかったのは遺憾である。市長の責任と今後の姿勢を聞きたい。

答 議会で調査をされた組織特別委員会の結論からみても、理事者の態度が一番重要であることが明らかになっている。私もこの責任を痛感し、昨年市民におわびするとともに、道義的責任をとって減俸し、謹慎の意を表してきたが、職員に対しても厳し身をつつしみ自戒するよう強く注意し、市長自身正しく職員に対処して、清潔で明るい市政執行に努めたい。

問 大がかりな汚職事件が監査委員段階で防止できなかったことは残念に思う。今後誤りのない市政が行なわれるためにも監査委員事務局の強化をはかってほしい。

答 監査委員事務局については今後検討してまいりたい。

▽国母工業団地―地元優先考えよ

問 国母工業団地は四十五年度中に一部造成できるというが、県内の既存工業の育成に役立つ方向で活用してほしい。また労働力の確保がむずかしくなっているが、この対策についてどのような手だてを図りたい。

答 国母工業団地は地元産業と連携を密にして、しわ寄せ、被害がでないように努力する。首都圏整備委員会に対しても、地元優先ということで議論し、その方向で進んでいる。労働力確保については、誘致工場が既存工業の労働力を圧迫しないよう配慮を要請し、他府県への流出を少なくする対策を講ずるとともに、企業の環境整備に力をいれて県外からのUターンをもっているが。

▽信玄公祭り―商業色はなくすべき

問 信玄公祭りの性格、およびその方法について各階層から広く意見を聞きたい。

答 信玄公祭りは武田氏の遺徳をたたえ、あわせて観光の一環として盛りあげようという県、市民の多数の要望によったもので、将来山梨県、甲府市の名物として盛りあげ様とするにあり。関係各種団体で実行委員会を組織し計画をたててきたが、武田二十四将による甲州軍団出陣については、公道使用については実行委員会長名で使用許可を建設省、県および警察に申請した。なお、道路使用については交通安全と観光面とから他府県の祭りにならったものであるが、立派なまつりとするために商業色はできるだけ排除するよう注目調査中である。

問 商業振興対策については、商業後継者育成の一助として商業振興資金の対策事業の拡大を図り、後継者が新たな部門の経営をなう者に対して融資の道を開いた。このほか県樹振興対策などの農業経営調査事業を進める。信玄公祭りの充実などによる観光対策の推進、中央卸売市場建設と付帯設備品卸売団地の造成、国母工業団地造成事業の推進、敬愛態勢の充実等による消防施設の整備、火葬場の改修、湯川水系の改修促進運動の推進など「未来へ伸びる都市づくりの基盤としての各種主要なプロジェクト事業」である。さらに環境事業である清掃施設建設に伴う地域要望事項の処理は昨年度に引き続き、市開発公社への委託事業として計画通りの執行をはかる。（要旨）

▽身延線の合理化―対策委で折衝を

問 金手駅廃止と酒折駅の小荷物取り扱い廃止については、地元は絶対反対で立ち上がっている。市の内部に対策委員会を設置して国鉄の折衝に当たってほしい。

答 国鉄合理化計画について正式に申し入れがあったが、両駅の廃止には強く反対しておいた。金手駅は、近くは愛宕山開発の玄関口でもあり、地元民の努力によって開設された請願駅である。市の対策委員会設置については意見にそうよう考え、議会、地元とともに努力していきたい。

▽ごみ処理―プレスに決断を

問 ごみのプレス方式の是否については、おおかたの結論がついた。今の状況では、新しい焼却場建設をまつまでもなく、契約条項を満たすよう強く注意し、市民の責任を痛感し、昨年市民におわびするとともに、道義的責任をとって減俸し、謹慎の意を表してきたが、職員に対しても厳し身をつつしみ自戒するよう強く注意し、市長自身正しく職員に対処して、清潔で明るい市政執行に努めたい。

問 大がかりな汚職事件が監査委員段階で防止できなかったことは残念に思う。今後誤りのない市政が行なわれるためにも監査委員事務局の強化をはかってほしい。

答 監査委員事務局については今後検討してまいりたい。

▽国母工業団地―地元優先考えよ

問 国母工業団地は四十五年度中に一部造成できるというが、県内の既存工業の育成に役立つ方向で活用してほしい。また労働力の確保がむずかしくなっているが、この対策についてどのような手だてを図りたい。

答 国母工業団地は地元産業と連携を密にして、しわ寄せ、被害がでないように努力する。首都圏整備委員会に対しても、地元優先ということで議論し、その方向で進んでいる。労働力確保については、誘致工場が既存工業の労働力を圧迫しないよう配慮を要請し、他府県への流出を少なくする対策を講ずるとともに、企業の環境整備に力をいれて県外からのUターンをもっているが。

▽信玄公祭り―商業色はなくすべき

問 信玄公祭りの性格、およびその方法について各階層から広く意見を聞きたい。

答 信玄公祭りは武田氏の遺徳をたたえ、あわせて観光の一環として盛りあげようという県、市民の多数の要望によったもので、将来山梨県、甲府市の名物として盛りあげ様とするにあり。関係各種団体で実行委員会を組織し計画をたててきたが、武田二十四将による甲州軍団出陣については、公道使用については実行委員会長名で使用許可を建設省、県および警察に申請した。なお、道路使用については交通安全と観光面とから他府県の祭りにならったものであるが、立派なまつりとするために商業色はできるだけ排除するよう注目調査中である。

▽水道料金―値上げはやむをえぬ

問 水道料金の値上げについて聞きたい。四十五年度の水道予算は、三千九百万円の純損失を見込んでいる。工場誘致、住宅建設の増加により、水源の確保も必要なようになっているが、次の拡張計画をどのように考えているかまた適正料金に改訂するというのであるが、公共料金の値上げは民生活に直結するだけに慎重にすべき思う。

答 国母工業団地は地元産業と連携を密にして、しわ寄せ、被害がでないように努力する。首都圏整備委員会に対しても、地元優先ということで議論し、その方向で進んでいる。労働力確保については、誘致工場が既存工業の労働力を圧迫しないよう配慮を要請し、他府県への流出を少なくする対策を講ずるとともに、企業の環境整備に力をいれて県外からのUターンをもっているが。

▽信玄公祭り―商業色はなくすべき

問 信玄公祭りの性格、およびその方法について各階層から広く意見を聞きたい。

答 信玄公祭りは武田氏の遺徳をたたえ、あわせて観光の一環として盛りあげようという県、市民の多数の要望によったもので、将来山梨県、甲府市の名物として盛りあげ様とするにあり。関係各種団体で実行委員会を組織し計画をたててきたが、武田二十四将による甲州軍団出陣については、公道使用については実行委員会長名で使用許可を建設省、県および警察に申請した。なお、道路使用については交通安全と観光面とから他府県の祭りにならったものであるが、立派なまつりとするために商業色はできるだけ排除するよう注目調査中である。

▽水道料金―値上げはやむをえぬ

問 水道料金の値上げについて聞きたい。四十五年度の水道予算は、三千九百万円の純損失を見込んでいる。工場誘致、住宅建設の増加により、水源の確保も必要なようになっているが、次の拡張計画をどのように考えているかまた適正料金に改訂するというのであるが、公共料金の値上げは民生活に直結するだけに慎重にすべき思う。

答 水道の財源はさびしくなっているが、次の拡張計画については、料金については四十年以来そのままで、本年がその約束の最終年度になっている。水源の確保は、拡張計画によって二十二万人までは大丈夫である。料金は上げないことが望ましいが、使用料のみでまかなうのでは、人件費、資材の値上がりなどで、古い管の取り替えなどで、ある程度の値上げはやむをえない。値上げ率については、加入者負担を出来るだけ押えるために、下水道の引き下げを考えるべきである。

問 保険料三五%の値上げには賛成できない。類似都市と比較して一般会計の繰出金が四分の一程度ときわめて少ない。療養給付費についても、本市は高くないので繰越金をさらに押えて、値上げ率の引き下げを考えるべきである。

答 国民健康保険事業については、加入者負担を出来るだけ押えるために療養費八百万円を繰入れ、本年初めの繰からも五百万円みてもらい、繰越金三千万円の財源を調整として三六%になる値上げを二四・四%に押えた。これ以上の市費投入には問題がある。

▽国保値上げ―繰出金が少ない

問 保険料三五%の値上げには賛成できない。類似都市と比較して一般会計の繰出金が四分の一程度ときわめて少ない。療養給付費についても、本市は高くないので繰越金をさらに押えて、値上げ率の引き下げを考えるべきである。

答 公害については、県条例の制定をまって、市の地域性を加味した公害条例を制定し、市民を公害から守る施策をほどこしたい。

問 都市化によってもたらされる騒音、排泄、汚水、農作物被害などの中小の公害を防止するため、市独自の公害条例を制定する考えはないか。

答 公害については、県条例の制定をまって、市の地域性を加味した公害条例を制定し、市民を公害から守る施策をほどこしたい。

問 加入者負担の問題は、現在使用しているのでて、契約破棄を先行させるよりも、用地を早急に確保し、焼却場を建設することが先決だ。契約破棄の問題は、その後が適切であると考える。

問 都市化によってもたらされる騒音、排泄、汚水、農作物被害などの中小の公害を防止するため、市独自の公害条例を制定する考えはないか。

答 公害については、県条例の制定をまって、市の地域性を加味した公害条例を制定し、市民を公害から守る施策をほどこしたい。

問 加入者負担の問題は、現在使用しているので、契約破棄を先行させるよりも、用地を早急に確保し、焼却場を建設することが先決だ。契約破棄の問題は、その後が適切であると考える。

市長の予算説明
快適な生活維持へ
初の市立幼稚園も建設

魅力ある文化都市建設のため昭和四十五年度は「青少年の夢を育てる施策」と「快適な生活を維持するための施策」を重点指向として次の事業を推進する。

「青少年の夢を育てる施策」は特に「健康で豊かな人づくり」の中で強くとりあげた。第一に現代の学童は、体位はあるが体力がおとるといわれる。体育指導を科学的に試みる実験校の設置とともに八ヶ岳寮を完成させ、また懸案のスポーツ公園を確保し、サッカー場、ソフトボール場、バレー及びテニスコート場の施設を年次計画で整備し、市民が気軽に活用できるようにしたい。国において奨励している格技の普及を期し、北中郡地内に市民剣道場をさらに動労青少年のため夜間使用できる社会体育用グラウンドの整備を図る。

本年度から県は三カ年計画で「愛宕山こどもの国」を着手することとなったが、市において本年度から県は三カ年計画で「愛宕山こどもの国」を着手することとなったが、市において もこの事業の推進に積極的に協調するため上水道の整備事業等を行なう。

児童福祉施設は、保育所の整備充実を期し、私設保育所の施設補助のほか、定員増に伴う予算の計上をはかるとともに、採暖費の増額補助を図る。なお精神薄弱児については身体障害児と同様に福祉年金を支給する。

小用地に初の市立幼稚園を併設し、四十六年には開設の予定である。

幼児教育の重要性から、すでに確保している羽黒地内の新設学校教育施設については、教育環境の整備として特に社会増地域に対する教室不足の解消を期し、伊勢小ほか七学校、二十五教室の増設と南中学校老朽危険校舎六教室を改築する。

「快適な生活を維持する施策」は「まちやかな住みよい町づくり」の中で市道完全舗装二年次事業を中心として進め、三億二百余万円で施工し、四十五年度末には舗装率七〇%を達成する。

特に本年は、公営住宅の充実を期し、清掃施設建設に伴う条件とも並行し、第二補償易耐火二十二戸の新設をはかり特定計画と併せて六十八戸を建設する。

また、首都圏整備計画として進の都市計画街路事業、相生二丁目玉穂線ほか一線、甲府バイパス関連計骨線の整備も昨年度に引続いて進め、飯尊橋は本年度完成する。

泉町土地区画整理は、平和通りの開通と飯尊橋の完成との調整の中で旧二十人町及び泉町の両ブロックの一部を施工していく。またきめ細かな事業として地域公会堂についてその建設補助の芽を出す。清掃施設の整備は、し尿処理場整備事業、焼却炉補修、清掃運搬車の購入など昨年度に引続き推進し、新規に焼却場建設用地を確保している。

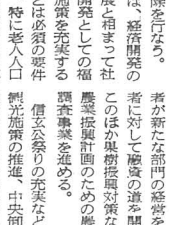

上水道については水源確保維持の事業を積極的に進め、市民への水供給の万全を期してゆきたい。

本年度は高齢者医療費補助の年齢を従来の八十五歳から八十歳に引き下げ、敬老祝金の対象年齢を八十歳から七十五歳の喜寿に引き下げ、敬老祝の祝いまで引き下げる。

労働福祉対策の一環として労働福祉センターへの助成、労働金庫貸付金の増額を行なう。

中小企業振興対策の一環として文化都市のバロメーターの一つともいわれる公共下水道事業については、昨年度北の第二期五カ年計画に着手し、本年度その二年次をむかえたが、計画通りの施工をはかるとともに特に池田地内にポンプ場の建設し低地区の雨水排除を行なう。

民生福祉施策は、経済開発の進展と相まって社会開発としての福祉施策を充実することは必須の要件で、特に老人人口の急速な増加に応対して老人施策が叫ばれるところである。

本年度は高齢者医療費補助の年齢を従来の八十五歳から八十歳に引き下げ、敬老祝金の対象年齢を八十歳から七十五歳の喜寿に引き下げ、敬老祝の祝いまで引き下げる。

観光対策の推進、中央卸売市場建設と付帯設備品卸売団地の造成、国母工業団地造成事業の推進、敬愛態勢の充実等による消防施設の整備、火葬場の改修、湯川水系の改修促進運動の推進など「未来へ伸びる都市づくりの基盤としての各種主要なプロジェクト事業」である。さらに環境事業である清掃施設建設に伴う地域要望事項の処理は昨年度に引き続き、市開発公社への委託事業として計画通りの執行をはかる。（要旨）

昭和45年度甲府市予算額

一般会計	47億8,161万円
特別会計	41億8,124万円
（原案	41億9,431万円）
総額	89億6,285万円

3月定例会日程

3月7日　開会
　決算特別委員長報告
　提案理由説明
8～9日　休会
10～12日　一般質問
　条例・予算特別委員会設置
13日　各部常任委員会
14日　本会議　組織・市立商商特別委員長報告　各部常任委員長報告
15日　休会
16～27日　条例・予算特別委員会
28～29日　休会
30日　本会議　条例・予算委員長報告閉会

市役所不祥事件の全容

組織、事務調査特別委員長報告

昨年五月市議会臨時会において、今回発生した不祥事件究明のため「組織及び事務処理に関する事務調査特別委員会」が設置され、以来19回にわたり委員会が開かれ調査を進めてきましたが、ようやくその終結をみて、三月十四日の定例会本会議で今村宏委員長からその結果が報告され、全員一致をもって承認されました。

今村委員長

その大要は次のとおりであります。

一、調査特別委員会設置の経過

昭和43年11月に行なわれた前市助役対決という激しい市長選挙の際に市政に対する黒い霧問題がうわさされ、脱税容疑が乱発されたことは、すでに周知のことでありますが、たまたま新市長誕生後の三月定例会開会中の3月27日に本市建設部主幹と建設業者が贈収賄容疑で逮捕され、関係した市職員、業者数名も取り調べを受けたという事件が各新聞に報道され、同日朝市建設部が捜索を受けるという非常に名誉な事態が発生したのであります。議会としても、予算委員会において特にこの問題をとりあげ、市長に事件究明の説明を求め、監督上の責任を追及するとともに今後の姿勢を質したのであります。また4月16日には社会、公明、共産、中政の各会派議員によって、市長に対し地方自治法第百二条の規定に基づき同法第百条の調査権を付与した特別委員会設置のため、市議会臨時会招集請求が提出されたのであります。

市長も全員に綱紀粛正の通達を発し、関係職員の法的処分および業者の指名停止を行なうとともに、その遺憾的責任を痛感して自ら三か月の俸給処分を行ない、5月20日に、市議会臨時会を5月27日に招集する旨の告示を行なったのであります。この市議会臨時会において、地方自治法第百条の調査権を付与した調査特別委員会が、不祥事件発生の原因と考えられる「組織及び事務処理の欠陥」を調査し、その改善をはかり、再びかかる事件の発生を防止するとともに、失墜した市政に対する市民の信頼をとりもどすことを目的として、各会派員一致をもって設置されたのであります。

二、事件発生当時の背景

今回の一連の不祥事件は、前市長四選の実現の年から翌年以降にかけて発生したものであります。昭和40年2月の鷹野・河口両氏の市長選は本市を二分し、また当時県庁対市役所の争いとまで喧伝された激烈な選挙であり、したがって多額の選挙資金を要したとうわさされ、この争いに伴って両者の支持勢力の間に鬱骨な感情対立が生じたのであります。

こうした情勢のなかで発生した不祥事他の内容については紙面の関係で省略いたしますが、現在四人の裁判が確定しており、前助役を含めた職員四人、業者五人については、裁判進行中であります。

四、関係法令との関係＝不祥事件究明の重要ポイントである関係者の喚問については、事件の核心を握る重要人物はほとんど検察機関の管轄下にあり、裁判の範囲内であり、委員会としては法的には可能とはいえ、裁判の中の被告の喚問については甲府地裁の要請等もあり、やむなくその喚問はさしひかえたのであります。

① 司法権との関係＝不祥事件究明の重要ポイントである関係者の喚問については、事件の核心を握る重要人物はほとんど検察機関の管轄下にあり、裁判の範囲内であり、委員会としては法的には可能とはいえ、裁判の中の被告の喚問については甲府地裁の要請等もあり、やむなくその喚問はさしひかえたのであります。なお資料についても大部分司法の手に押えられており、調査活動は極めて困難に直面し、委員各位の努力と苦言による独自の調査によらざるを得ない状況であったのであります。

事件については、いずれ公正な裁判により市民の前に明確にされることを期待するものであります。

② 調査経過＝調査は6月2日に委員会構成を行ない、正副委員長（委員長今村宏、副委員長石原虎男）中途で千野重雄となる）を選任、6月9日から本年2月23日まで19回にわたり入札・契約・事務システム・車両・選挙資金・薬品管理問題について詳細な調査をしたった結果、いくつかの事実関係の結論をあげてみますと、

(1) 選挙用自動車については、前車両管理主査の古屋三良から交渉書回答を求め、その結果、上司の命令により、自動車会社から中古車を借用し、稼働調査管理使用していた。市長選終了後いったん返納したが、その後、市立病院でその車を購入した事実が存在したことが明らかとなった。またこの選挙用の車が汚職事件で摘発されている小沢個人の横領車容疑の根源となっている。

(2) 知事選挙の資金として、公金二百万円を収入から小沢前助役（当時刷新連甲府支部事務局長）が借用し選挙に使った事実関係について、今村委員長から直接本人に事情聴取をしたところ、うわさが事実であることを認めた。

ということであります して、委員会は2月23日総括を行ない、次の結論をつけました。

(1) 一連の汚職事件は、組織の欠陥を利用した鷹野政権維持のための政治的汚職であること。

(2) 職員の意識改革が十分に行なわれていなかったこと。

五、問題点と今後の措置

事件発生後当局によって改善された点もありますが、委員会は次の四項目に分け改善を求めたいと思います。

① 組織改革について＝全国的に画期的な組織として注目された機構改革の目標は、市民サービスと職員の意識改革にあったが、残念ながら全国に例のない特殊な汚職がその底流に前後を通じて行なわれていたことは明白となっております。管理体制を強化し責任の明確化を図ったはずの新しい組織でも事件を防げず、ひいては組織改革そのものをも傷つけたことは誠に遺憾であります。

それならばなぜ従来の管理体制といわれた組織でチェックできなかったのか。その問題点としては、部長に強い権限を与え、各部下は派閥を助長し、私欲による金銭領事件までに誘発したと思われます。事件発生後の管理者の責任は重大で強く反省を求めるとともに、今後改革することは、市民に対する責任を自覚し、不法な行為、命令は絶対しないこと。

(1) 管理者は、市民に対する責任を自覚し、不法な行為、命令は絶対しないこと。

(2) 職員に不当命令に対し、公務員の良心に基づいて断じて妥協しない きびしい 姿勢を堅持すること。

(3) 人事管理については、選挙人事及び外部の介入を排除し能力主義に基づく適材適所主義で臨むこと。

(4) 市民に奉仕する公務員意識と広い教養面の研修を行ない、公僕としての正しい意識改革を行なうこと。

③ 事務処理について＝前市長はその任期、当時の政治癒着の関係および体質から、不都合なことが表にでることを恐れた節がある。たとえば、庁用車による事故賠償金、市政執行上政治的に必要な機密費を公当な手続きとカラクリによって捻出していた事実を見過ごしていたと思われ、このことが担当職員の意識を不感症にし、慢性化し、不正の介入を許し、多額の公費を浪費されております。

先の決算委員会で指摘された収入役預り金問題については、収入役行財政のしくみや市民生活のマイナスという特殊事情は了解できるが、職員の義務感を失わせるような不当な命令によって操作することは、理由はともあれ、改めるべきで、事件を起こしたカラクリとは性格、動機を異ならしても、このような事務処理が不正の誘因となるのでこれらの処置を市長に要望いたしました。

現在は、自動車賠償も正規の手続きにより議会に提案されており、預り金問題については昭和42年度から事業の進行管理を行ない、年度末には全部を完了する努力をしており、万一遅れた場合は法による手続を踏まえ、同、県、市の責任の明確化を図り、関係職員および業者に対し厳重に処理したいと思います。

④ 入札関係について＝建設業者の不正入札、贈収賄に係る事件は、次の二つの性格をもっていると考えられます。

(1) 汚職摘発の発端となった石和事件は、中小建設業者が自己防衛的に行なったものであります。

(2) 大手業者の不正談合及び入札に関する贈収賄は選挙に関係した政治的なものであります。

(1) については、選挙によって市政担当者代わり、自分たちと市との関係が断たれることを恐れて、建設、契約担当職員と個人的結びつきを保っておきたいという自己防衛的な意味で供応、贈賄が行なわれたと思われ、職員も当然これに招待を受けていた背景があったようであります。

当時の市工事の実態は、特定の大手業者名に仕事が集中しており、中小業者はそれに連られないと任務がもらえないという仕組みになっていたため、選挙にしてもその命令によって動かざるを得なかったと後悔している者もあります。しかし、現在は別段なく公平適正に指名入札がなされているので不満はないと述べています。

(2) については、四選に要した選挙の終戦処理費および体制維持の必要性から小沢前助役を中心とする鷹関係管理職によって業者の不正入札及び贈収賄の謝礼として贈賄がなされていたというように大かりな性格の汚職があるということであります。

以上について委員の指摘した点は、業者の贈賄がなされるのは指名の時点と契約に際してであり、制度上入札における第一の問題を防ぐには公入札による、一定ランクによる入札にすべきではないかという意見がありましたが、これに対し市当局、業者代表は、自治法上公入札が原則であるが、全国の官公庁においても指名入札が行なわれており、本市においてもその採用には困難性がある。

その理由として、

① 過当競争となり共倒れになるおそれがあること。

② 不良業者が入札を防ぐ為の責任をもった工事がされないおそれがある。

③ 事務が繁雑になり人手がもらえないなどの理由があるとの答弁があった。

次に入札に関する問題点としての談合については、業界では出血入札を防ぐ話し合いは適常行なわれ、必ずしも悪いとはいえない面もあるが、不正談合の限界はきわめてむずかしく、入札談合が明確になった場合は指名取り消し等の制裁があるので、適常業者同士の公正な話し合いが不正談合として摘発された例はきわめて少なく、指名者側の態度によっても防げることであると思われます。

⑤ 改善点として＝(1)入札については選挙等による政治的介入を許さず、うわさにも注意し公平適正な入札をすること。

(2) 業者の格付けは、周到な調査による確実な資料により決定すること。

(3) 事件発生後は市と業者の相互連絡により姿勢を正しているが、さらに一層業界と協力して不正が再び起こらないよう努力すること。

六、結び

以上、この調査を通じて明らかになったことは、この事件が長期にわたって市政を担当した鷹野体制末期に集中していることであります。このことは、鷹野市長四選時の反対勢力排除と、その体制を守るために きびしい選挙を斗った 経験処理が市政の体質、政治癒着を変え鷹野体制を維持し、さらに前助役を頂点とする体制的汚職の発生をみたと考えるべきであり、これを総合的に判断した場合、前市長がその責任の大半を負うべきであると思います。

現在の国家体制下で地方自治体がより市民のための行政を推進するためには、知事選における政治献金に見られるような政治勢力との結合が現実に存在し、したがって公表できない資金も必要であったことが明らかであるが、その是非はおくとしても、それにつながる行政処理が市政の私有化につながり、市政が次第に市民から遊離して汚職の土壌をつくり、事件は潜行拡大していたことは、四期十六年の長きにわたった鷹野市政にとって誠に残念なことであり、さらに鷹野体制を推進していた管理職員が摘発されたことは、市民に対する裏切りであり、市政に対する信頼を失墜せしめるなど内外に与えた影響は大きく、鷹野前市長はじめ関係管理職員の責任は問われてしかるべきであります。

また市民のこうむった直接的損害はきびしく追求すべきであります。

市政の監視役である議会もその職責を意り、昭和41年当時体制に迎合した怪奇無知手当を要求する など安易な行動は深く反省しなければなりません。幸いこれは議会内部で事前に防止できたが、議会は特にこの間題を とりあげ自ら 襟を正す 教訓として、再びかの 鷹野市政の 轍を踏まず 自己の 責任に応えるべきであるとしたのであります。

（三頁へつづく）

体制的汚職と結論

＝責任は前市長にも＝

議会自らも襟を正す

鷹野四選直後の人事異動は選挙人事といわれ、その後庁内には強力な前市長支持の派閥が構成され、この派閥によってなし得ない事はないといわれた。このころから市政をめぐる不明朗なうわさが流れていましたが、当時職員も議会からもこれを糾す努力まもとんどなされなかったのであります。

この四選を契機に天野知事と鷹野市長の対立は深刻なものとなり、県政と市政との溝を一層深め、昭和42年1月の知事選挙では天野五郎氏が頂点に達し、それが頂点に達し、天野五郎氏は約・事務システム・車両・選挙資金・薬品管理問題について詳細な調査をしたった結果、いくつかの事実関係の結論をあげてみます。

(1) 選挙用自動車については、前車両管理主査の古屋三良から交渉書回答を求め、その結果、上司の命令により、自動車会社から中古車を借用し、稼働調査管理使用していた。市長選終了後いったん返納したが、その後、市立病院でその車を購入した事実が存在したことが明らかとなった。またこの選挙用の車が汚職事件で摘発されている小沢個人の横領車容疑の根源となっている。

(2) 知事選挙の資金として、公金二百万円を収入から小沢前助役（当時刷新連甲府支部事務局長）が借用し選挙に使った事実関係について、今村委員長から直接本人に事情聴取をしたところ、うわさが事実であることを認めた。

ということであります して、委員会は2月23日総括を行ない、次の結論をつけました。

(1) 一連の汚職事件は、組織の欠陥を利用した鷹野政権維持のための政治的汚職であること。

(2) 職員の意識改革が十分に行なわれていなかったこと。

五、問題点と今後の措置

事件発生後当局によって改善された点もありますが、委員会は次の四項目に分け改善を求めたいと思います。

① 組織改革について＝全国的に画期的な組織として注目された機構改革の目標は、市民サービスと職員の意識改革にあったが、残念ながら全国に例のない特殊な汚職がその底流に前後を通じて行なわれていたことは明白となっております。管理体制を強化し責任の明確化を図ったはずの新しい組織でも事件を防げず、ひいては組織改革そのものをも傷つけたことは誠に遺憾であります。

それならばなぜ従来の管理体制といわれた組織でチェックできなかったのか。その問題点としては、部長に強い権限を与え、各部下は派閥を助長し、私欲による金銭領事件までに誘発したと思われます。事件発生後の管理者の責任は重大で強く反省を求めるとともに、今後改革することは、市民に対する責任を自覚し、不法な行為、命令は絶対しないこと。

(1) 管理者は、市民に対する責任を自覚し、不法な行為、命令は絶対しないこと。

(2) 職員に不当命令に対し、公務員の良心に基づいて断じて妥協しない きびしい 姿勢を堅持すること。

(3) 人事管理については、選挙人事及び外部の介入を排除し能力主義に基づく適材適所主義で臨むこと。

(4) 市民に奉仕する公務員意識と広い教養面の研修を行ない、公僕としての正しい意識改革を行なうこと。

③ 事務処理について＝前市長はその任期、当時の政治癒着の関係および体質から、不都合なことが表にでることを恐れた節がある。たとえば、庁用車による事故賠償金、市政執行上政治的に必要な機密費を公当な手続きとカラクリによって捻出していた事実を見過ごしていたと思われ、このことが担当職員の意識を不感症にし、慢性化し、不正の介入を許し、多額の公費を浪費されております。

先の決算委員会で指摘された収入役預り金問題については、収入役行財政のしくみや市民生活のマイナスという特殊事情は了解できるが、職員の義務感を失わせるような不当な命令によって操作することは、理由はともあれ、改めるべきで、事件を起こしたカラクリとは性格、動機を異ならしても、このような事務処理が不正の誘因となるのでこれらの処置を市長に要望いたしました。

現在は、自動車賠償も正規の手続きにより議会に提案されており、預り金問題については昭和42年度から事業の進行管理を行ない、年度末には全部を完了する努力をしており、万一遅れた場合は法による手続を踏まえ、同、県、市の責任の明確化を図り、関係職員および業者に対し厳重に処理したいと思います。

(2) については、四選に要した選挙の終戦処理費および体制維持の必要性から小沢前助役を中心とする鷹関係管理職によって業者の不正入札及び贈収賄の謝礼として贈賄がなされていたというように大かりな性格の汚職があるということであります。

以上について委員の指摘した点は、業者の贈賄がなされるのは指名の時点と契約に際してであり、制度上入札における第一の問題を防ぐには公入札による、一定ランクによる入札にすべきではないかという意見がありましたが、これに対し市当局、業者代表は、自治法上公入札が原則であるが、全国の官公庁においても指名入札が行なわれており、本市においてもその採用には困難性がある。

その理由として、

① 過当競争となり共倒れになるおそれがあること。

② 不良業者が入札を防ぐ為の責任をもった工事がされないおそれがある。

③ 事務が繁雑になり人手がもらえないなどの理由があるとの答弁があった。

次に入札に関する問題点としての談合については、業界では出血入札を防ぐ話し合いは適常行なわれ、必ずしも悪いとはいえない面もあるが、不正談合の限界はきわめてむずかしく、入札談合が明確になった場合は指名取り消し等の制裁があるので、適常業者同士の公正な話し合いが不正談合として摘発された例はきわめて少なく、指名者側の態度によっても防げることであると思われます。

⑤ 改善点として＝(1)入札については選挙等による政治的介入を許さず、うわさにも注意し公平適正な入札をすること。

(2) 業者の格付けは、周到な調査による確実な資料により決定すること。

(3) 事件発生後は市と業者の相互連絡により姿勢を正しているが、さらに一層業界と協力して不正が再び起こらないよう努力すること。

六、結び

以上、この調査を通じて明らかになったことは、この事件が長期にわたって市政を担当した鷹野体制末期に集中していることであります。このことは、鷹野市長四選時の反対勢力排除と、その体制を守るために きびしい選挙を斗った 経験処理が市政の体質、政治癒着を変え鷹野体制を維持し、さらに前助役を頂点とする体制的汚職の発生をみたと考えるべきであり、これを総合的に判断した場合、前市長がその責任の大半を負うべきであると思います。

現在の国家体制下で地方自治体がより市民のための行政を推進するためには、知事選における政治献金に見られるような政治勢力との結合が現実に存在し、したがって公表できない資金も必要であったことが明らかであるが、その是非はおくとしても、それにつながる行政処理が市政の私有化につながり、市政が次第に市民から遊離して汚職の土壌をつくり、事件は潜行拡大していたことは、四期十六年の長きにわたった鷹野市政にとって誠に残念なことであり、さらに鷹野体制を推進していた管理職員が摘発されたことは、市民に対する裏切りであり、市政に対する信頼を失墜せしめるなど内外に与えた影響は大きく、鷹野前市長はじめ関係管理職員の責任は問われてしかるべきであります。

また市民のこうむった直接的損害はきびしく追求すべきであります。

市政の監視役である議会もその職責を意り、昭和41年当時体制に迎合した怪奇無知手当を要求する など安易な行動は深く反省しなければなりません。幸いこれは議会内部で事前に防止できたが、議会は特にこの間題を とりあげ自ら 襟を正す 教訓として、再びかの 鷹野市政の 轍を踏まず 自己の 責任に応えるべきであるとしたのであります。

（三頁へつづく）

43年度決算を認定

一般・中央市場は多数で

昭和四十三年度決算特別委員会は、昨年の九月定例会において定数十五人で設置され、委員長に山口茂申、副委員長に石川達朗君を選出、同会各会計について慎重に審査しました。

その結果、三月定例会の冒頭、委員長報告を行ない、一般会計決算、中央卸売市場決算は多数で、他の各会計については全員異議なく認定されました。昭和四十三年度決算は鷹野市政の最終年度であり、各部継続事業の基本形態を整える仕上げの年とし、新規事業は極力ひかえておりますが、十二月に秋山市政が誕生したため、新たに道路舗装に若干の重みが加わっているのが特徴です。

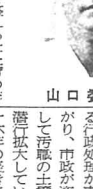

山口委員長

数字的には、一般会計、特別会計の総額は歳入五十二億三千八万三千二百六十七円、歳出五十二億三千八百四十五万三千九十円で、四千六百六万九千八百二十三円の歳入不足となっております。このうち一般会計の実質収支は三千八百二十三万三千六円です。（一般会計決算の内訳は別表を参照）

最後に、決算委員会の総合的要望として、秋山市長は就任以来、誠意をつくして熱行にあたってきているが、今後も懸案事項の解決、新規事業の推進にあたり なおいっそうの努力を払い、市民の信頼を得られるような市政の熟行をすべきであるとしています。

最近5年間の一般会計歳出決算(性質別)の推移

(39～43年度)

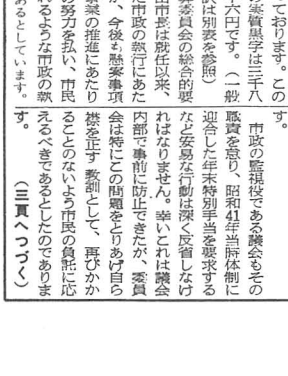

43年度一般会計性質別決算額

(単位千円)

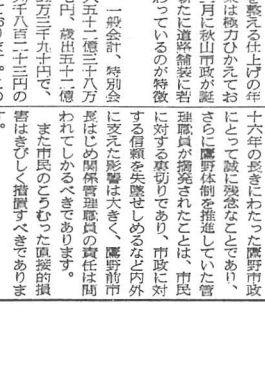

一般修正額は573万円

全会一致で新予算成る

予算特別委員会（浅川明治邦委員長・山中繁雄副委員長）は、十六日から十日間にわたって開かれ、付託された予算案の審査にあたりました。その結果、一般会計では固定資産税を中心に五百七十三万円の増収をはかり、固定資産税の減額修正を可決しました。次に委員長報告からおもな答申を拾ってみましょう。

予算特別委

昭和四十五年度予算は、実質的に秋山市長がその抱懐する市政への意欲をいかに予算の上に表現されるかにあったのであります。市長は新年度予算編成にあたり、青少年の夢を育てる施策と、快適な生活を維持する市政をたてまえとする点指向として事業を進めたいと決意を表明しております。その予算は、総額は一般、特別会計を合わせて八十九億七千五百九十二万五千円に達する膨大な予算であり、この予算執行にあたっては慎重な計画と努力を要することは必然であります。

まず、総括質問では、都市再開発が他都市と比べて著しく遅れており、工業誘致にも配慮が足りない。工業団地の造成については地場産業の振興育成も並行して考えなくてはならない。また新年度予算には市長の基本とする方向が明少年の夢を育てる施策と、快適な生活を維持する市政をたてまえとする点指向として事業を進めたいと決意を表明しております。その予算は、総額は一般、特別会計を合わせて八十九億七千五百九十二万五千円に達する膨大な予算であり、この予算執行にあたっては慎重な計画と努力を要することは必然であります。

まず、総括質問では、都市再開発が他都市と比べて著しく遅れており、工業誘致にも配慮が足りない。工業団地の造成については地場産業の振興育成も並行して考えなくてはならない。また新年度予算は市長の基本とする方向が明少年の夢を育てる施策と、快適な生活を維持する市政をたてまえとする点指向として事業を進めたいと決意を表明しております。その予算は、総額は一般、特別会計を合わせて八十九億七千五百九十二万五千円に達する膨大な予算であり、この予算執行にあたっては慎重な計画と努力を要することは必然であります。

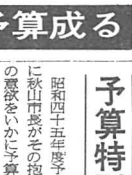

浅川委員長

次に市民との対話に力点を置く市長が対話の中で体得したものを、いかに予算面に現わしたか、起債の獲得に確信があるか、職員に断層の生じない計画的な対策があるかなど当局の姿勢を質す指摘がありました。

さらにまた長期総合計画は十年を想定しているが、一応は四十八年までの推定数字によっている。この予算案でみたところ、その目標がどこにあるのか、またどこへいくのかわからない。前提条件と

予算を審議する特別委員会

なっている四十八年度までの方向が示されていないではないか。商業対策、近郊農業としての施策およびスプロール化対策などについても配慮が足りない。なお自治会については、本来の自主性にたって指導を行なうべきで、行政上に利用することには問題があり、絶対に避けなくてはいけないという要望がありました。

また道路舗装計画については、必ずしも三カ年計画にとらわれず完全な道路行政を行なうために多少の期限の延長はやむを得ないのではないか。さらに救急業務の委託、県が建設する体育館の環境整備、病院整備等につき意見の開陳がなされたのであります。

これに対し当局は、都市再開発については地域の力強い協力が必要で、若い人たちの力にまつものが多い。地場産業の育成はもとより、その協業化についても検討している。工業団地の造成では既存業者を圧迫しない。また県は、市に対し施策の面で配慮があり、市に対する態度には暖かいものがある。機構改革についてはさしあたって大きい改革は考えていず、コンピューターについてはその重要性は十分に認識している。道路改良整備も含めて完全な行政を行ないたい。自治会の問題については基礎して本来の姿に順次もっていく考えであるなどの答弁がありました。

議案第一号の一般会計予算のうち総務費関係については、婦人交通指導員の待遇改善、監査機能の充実、長期総合計画について意見があり、管理職員の意識改革に要望を行ないました。

民生費では満船者の医療補助を七十八歳に引きさげたほか、老人の健康診断の費用を増額し、身体障害者の社会復帰、保育所についても年次計画をたてて建設するよう要望いたしました。

衛生費のごみ処理については既設山宮プレス工場の廃止ができないので、新年度において新たにごみ処理場の建設用地を選定するほか、火葬場の移転、小中学生の予防接種を無料に、また成人病対策についても意見がありました。

労働費については、失業対策事業の就労者を公園の清掃等簡易な仕事に振り向ける配慮を望み、農林水産費については、農業の基本施策の樹立、都市近郊農業に対する研究、新都市計画法の振引きの実施後の問題、農道の整備等に指摘がありました。

商工費のうち借家祭りについては実行委員会が国道の一部を占用して特定の者から料金を徴収するという興行的行為に問題があると指摘され、計画に慎重さが足りないのみならず、一商社の企画が先行して自主性がないなど強く注意を喚起する意見がありました。当局もまた住宅に国税庁ビル、今回の教例の精神からしても優先権を与えるべきであって、現状では一般希望者と同一扱いとなっているのでこれらの人々に目のあたる方策を要望した。

商工費のうち借家祭りについては実行委員会が国道の一部を占用して特定の者から料金を徴収するという興行的行為に問題があると指摘され、計画に慎重さが足りないのみならず、一商社の企画が先行して自主性がないなど強く注意を喚起する意見がありました。当局もまた住宅に国税庁ビル、今回の教例の精神からしても優先権を与えるべきであって、現状では一般希望者と同一扱いとなっているのでこれらの人々に目のあたる方策を要望した。

消防費は職員の網紀粛正と再教育、常備消防と非常備消防との調和和学消防、救急活動の広域化等に論議がありました。

教育費については、学区再編成、児童の体位向上、机、腰かけの更新計画、八ケ岳学校林業の構想、交通教育の徹底、公立と私立幼稚園の問題、公立と府立高校の整備拡充、幼稚園児童会についての要望があり、社会体育費については市民体育の底辺拡大などを要望、下水道工事に伴なう道路復旧工事の遅延を指摘しました。

中央卸売市場については本年二月一日から医療費の値上げが実施されたのにともない増額改定することと、薬品容器代等市独自の料金もこれに合わせて改正する

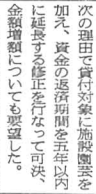

柏原委員長

ものであり、これを認めましたが、今後の病院経営のあり方について次の点を要望した。

①医師の補充並びに医師定着の対策を講じ収益の向上をめざすこと。

②中央部の患者を市立に集めるため、バスの大型化と運行回数をふやすこと。

③患者へのサービスの向上をはかり、あわせて医師、看護婦等が過重労働にならない配慮を行なうこと。

④最近の都市農業は、施設園芸など高度土地利用による投資農業が主体となっている。

⑤施設園芸などの都市農業は、継続的な投資が必要とされていい、動物園の入園料について大人

78歳から医療費補助

後継者資金の返済延ばす

条例特別委員会（柏原保幸委員長・藤沢茂副委員長）は本会議で付託された条例案十七件について、十七日から九日間にわたり審査し、うち老齢者医療費助成金の対象年齢を二歳引き下げ七十八歳にすることと、農業後継者資付融資の充実をはかる二件の条例を修正して可決し、ほか十五件は原案を可決した。次に委員長報告の中から主なる条例の内容と審査にあたって出されたおもな意見を拾ってみました。

条例特別委

▽老令者医療費助成金支給条例の一部改正

本市独自の施策である老人医療費補助の年齢を八十五歳から八十歳に引き下げるというもので、当局の前進ようとする考えは認めながらも、さらに前進を打出し、できるだけ多くの老人がこの制度の恩恵をうけることができるようその対象年齢を七十八歳とすることに修正して決定しました。なお当局に対しては、この制度の活用が十分なされるような事務処理とあるとして、その監査指導を強く要望した。

▽中小企業融資条例の一部改正

中小企業の振興を目的として、工場等の改造および従業員の福利厚生施設整備に要する融資制度を設けて、あわせてその賃付にあたっての充実を図ろうというものだが、施設増設等の融資についても検討すること、さらに賃付けにあたって指定金融機関が歩積みのような形で出資金を法外にとっているケースがあり、市の中小企業金融対策が正しく生かされていない面が今後も隠次年齢の引き下げの努力を怠らないよう要望した。

▽病院使用料の一部改正

病院の診療室における料金を本

農業振興資金の条例一部改正

農業振興対策として、農業後継者が自立するに必要な融資制度を設けるというものだが、委員会は次の理由で賃付対象に施設園芸を加え、資金の返済期間を五年以内に延長する修正を行なって可決、金額増額についても要望した。

①最近の都市農業は、施設園芸などの高度土地利用による投資農業が主体となっている。

②施設園芸などの都市農業は、継続的な投資が必要とされている。そのため一定の技術を修得しない収益は上がるものではないし、後継者は生活基盤をもっていないので、短期返済は困難であるなお、当局から予算措置については農業自己資金を活用する中で利用者に完全に応えていきたいとの答えがあった。

▽身心障害児童年金支給条例の制定

身体障害者重度児童年金と同様に、精神薄弱児童にも福祉年金を支給するものだが、さらに内容を充実して支給額の引き上げ、支給対象を二十歳以上のものに拡大するなど、順次前進することを要望した。

知能指数25以下（重度）

年額七〇〇〇円

知能指数25—50（中度）

年額二〇〇〇円

が支給される。

▽公園条例の一部改正

維持管理諸経費の増高にともない、動物園の入園料について大人

二〇円を五〇円、子供一〇円を二〇円に引き上げるもので、委員会としては、会期中入園者のソウも少なくなり、動物園の魅力も乏しくなっているので、子供の夢を育てるような施設の充実を望んだ。当局からも年次計画で整備するとの答えがあったので入園料改定はやむをえぬものと多数で認めた。

▽市営住宅条例の一部改正

公営住宅法の改正に伴って、商業用得者に対して市営住宅の明け渡し請求について規定するというものだが、法の円滑化を高保するには、これにかわる条件整備が先決であって、税措置、住宅資金の融資をはかり、県および民間との連携のなかで積極的な住宅施策を望む。また寡婦、老人、身障者で住宅に困窮している市民には、条例の精神からしても優先権を与えるべきであって、現状では一般希望者と同一扱いとなっているので

（二頁のつづき）

秋山市長は委員会に対し「当時の助役として道義的責任を痛感し自ら減給するとともに議会および市民に対し深くお詫びする。また委員会の結論をよくもしゃくし、自分をはじめ全職員が姿勢を正し、住民自治の原点に戻った清潔で明るい市政を行ない、一日も早く市民の信頼回復の為に努める」と表明しております。

以上が報告の大要でありますが、最後に、今後は市当局、議会ともども正しい姿勢で甲府市の発展のために努力することを祈念して委員会報告を結びました。

市の独自性を発揮した市場の建設を望みその運営にあたっては赤字負担が市民に及ぶことのないよう考慮し、各層の意見を集約する機関の設置を要望したのであります。

南西住宅団地造成事業については、これが施設整備、バスの乗り入れ等の問題も含めて総合計画に提起してあるので、実施計画の中に織り込んでいきたい。低所得者および勤労者の住宅確保については、四十五年度開発公社の整備計画の中で協議する段階であるとしています。

病院事業会計については、累積赤字は一応たなあげし、当局と協議して一般会計より長期計画の中に織り込み解消していき、今後単年度赤字は出さない方針である。また明年度は成人病対策費としてコバルト照射装置を導入するほか医師増員、病床の回転率の引き上げに努める。

水道事業会計については料金の問題は総合計画とも関連があるので五カ年計画の策定のあとで改めて議会の審議を求めたい。述べてのほか昭和村の水位低下による補償問題、湧水取水防止対策、平瀬浄水場の改築等が取り上げられ荒れダムについても県の計画が具体化しているので源水確保について期待がもてるといわれています。

以上が予算特別委員会における審議の経過でありますが、採決の結果、昭和四十五年度一般会計予算および昭和四十五年度甲府市国民健康保険事業特別会計予算を修正したほか、その他の予算議案は満場一致市長提案のとおり可決すると決しました。

昭和45年度甲府市一般会計予算修正表（単位千円）

（歳出）

款	項	修正金額	原案金額	修正案 増	修正案 減
総務費		732,468	732,268	200	
	(1)総務管理費	434,791	434,591	200	
民生費		771,028	769,068	1,960	
	(1)社会福祉費	147,203	145,473	1,730	
	(2)児童福祉費	226,230	226,000	230	
衛生費		575,937	575,737	200	
	(1)保健衛生費	169,630	169,430	200	
農林水産業費		195,389	194,889	500	
	(1)農業費	93,688	93,188	500	
商工費		98,967	98,377	590	
	(1)商工費	98,967	98,377	590	
土木費		1,124,927	1,123,827	1,100	
	(1)道路改良費	534,966	533,966	1,000	
	(2)河川費	6,411	6,311	100	
教育費		667,656	666,476	1,180	
	(2)小学校費	336,206	335,506	700	
	(7)社会体育費	21,979	21,499	480	
公債費		336,303	342,033		5,730
	(1)公債費	336,303	342,033		5,730
歳出合計		4,781,613	4,781,613	5,730	5,730

新保育所用地決まる

山梨時事跡に鉄筋二階建て

新設される保育所の用地を取得等によって裁判係争中の不動産と聞社跡を取得することに決定したのであります。

さて、現在の甲府市にある保育所の数は、市立が六か所、私立が十八か所で合計二十四か所ありますが、これを人員面からみますと、保育を希望している幼児は二、七二三人で、現に入所しているものは二、四五九人となっています。このため市当局では、保育所整備計画を年計画をたてて、私立保育所の改築増員とも進ひをもちながら、市立保育所を新設して、保育行政のブレーキとなっている保育所不足を解消し、福祉向上をめざすことになっています。

新設保育所の概要

▽鉄筋二階建て、定員二百名
このほか調理室・医務室・会議室・事務室等
▽二階＝乳児室四、定員五十名。
このほかシャワー・脱衣室・洗濯室・午睡室

新設される保育所の用地を取得する議案は、中央保育所の土地返還期日の迫ったことによる移転は、自治体がこれを取得するのは好ましくないとし、昨年十月以来この間、十二回にわたる委員会開催には、紛争の円満解決と、それがなされない場合の替地地を要望しないよう精力的に検討してきましたが、市中心街にはこれに見合う適当な土地もなかったため、一時は取得を見送る情勢にもなりました。

しかし、三月定例会最終日を迎えて、関係各方面の尽力により紛争が円満に解決され、これによって今まで委会の論点であります、市当局が予定した山梨時事新聞社跡地は、山梨時事労組の紛争ったため、全会一致で山梨時事新聞社跡地を取得することに決定したのであります。

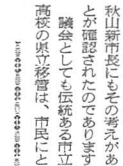
飯島哲委員長

〝移管の理由なし〟

商業高特別委で結論

市立商業高校の県立移管については、長い間関係者の間で話題にされてきましたが、昭和四十二年十二月田辺知事勇退に伴い鷹野前市長が県政に対する甲府市の要望事項の一つとして強く知事に要請を行なったが、また昭和四十二年度の決算審査においてこの問題が指摘され、秋山新市長にもその考えがあることが確認されたのであります。

議会としても伝統ある市立商業高校の県立移管は、市民にとって重大な問題でありますので、昨年三月定例会において調査特別委員会を設置し、あらゆる角度から調査検討をすることとなり、以来一年間にわたって調査がなされたのであります。

特別委員会は委員十五名により構成され、調査の基本方針として

1、市当局の意向をまず確認する。
2、県立商業高校並びに市立商業高校を視察し比較検討する。
3、他都市の実情も調査し、本市の参考とする。
4、直接関係ある同窓会、PTA現場教師の意見を聞く。
5、県立移管の結論が出た場合は県当局の考え方も聞く必要がある。

以上の意見の集約をみて調査活動にはいったのであります。以下委員長報告の概要はこのとおりであります。

まず最初に、市当局および市教委の意向を質したところ、市長は基本的には県に移管をしたい旨を明言しました。

1、地方交付税、授業料と学校運営費との差し引きからみれば、現状それ程問題はないが、現在の施設設備を新しいのに整えていくための財源措置に問題がある。
2、県との人事交流が困難なため人事が停滞し、新しい時代に即応した教育がなされない恐れがあり、教育効果の面で問題がある。

次に委員会は六月二十六日、県立第一商業高校と市立商業高校を視察しました。

視察の際、県当局の説明員として、県教育委員会の高校教育課長は概況説明の中で、県の人事等について概況説明を聞くとともに、つぶさに施設設備を視察したのであります。その際関口甲商校長は概況説明の中で、県との人事交流については昭和三十年以来、重要な問題であるので特に意を用い、県とも精力的に折衝した結果、十分とはいえないが改善されたが、新課程制度も行なわれつつあるが、また新採用については、県で行なう試験に合格した者を採用しており、年齢構成も県の平均に徐々に近づいているので、現在もその努力を重ねているので、今後の人事面ではさほど心配されるようなことはないことを明らかにしました。

かし、施設設備の面では、校舎、商業実践教室、女子家庭科教室、テレビ教育設備等の点で県と市とでは教段の差があったことは認めざるを得ませんでした。

委員会は調査の基礎資料とするため先進都市の二市を視察し、各市の移管理由、条件、効果および問題点等についてその実情を調査したのであります。各市については共通している点で特に留意すべきこと、移管にあたり受入側の条件を満たすため市負担を相当額支出していることであります。また、それをしなければ県が受け入れてくれないというのが実情のようでありました。三市とも移管に際して校舎の増設、体育館の新設、校舎拡張等の為に三億円から四億円以上の市費負担をしてそれらを整備し、無償で県移管しているのが現状でした。

以上の調査を基礎的資料として、同窓会をはじめ関係者の意見を聴取しました。

同窓会については、本紙第二号に掲載してあります。またPTAからは、理事名をもって県移管反対決議書が当委員会あて提出されました。

また先方は、研究会を設置し検討した結果、結論として県移管には反対であり、市立高校として存続してその拡充をはかるべきである。特に研究会において実施したアンケートの結果によると七〇％が反対の意思表示をしており、残りの賛成三〇％の先生も現在のような市当局の消極的な態度ではむしろ移管すべきであるという条件つきであった。県立移管の是非の問題は、教育条件の改善向上をはかるべき見地に検討し、その対策を講ずることが先決であるとして反対を明らかにしております。

以上のとおり三者とも県立移管には反対であるということが明らかにされ、整備改善の要望が強く出されたのであります。委員会は当初前期に調査予定を一応終了したので二月一十四日、いままでの調査結果に基づき検討した結果、結論として次のような意見の集約をみたのであります。

甲府市立商業高校は、明治三十三年創立以来六十八年の長い歴史のうえから好ましくありません。しかし、市内はもちろん県内外の経済の発展のために果たした役割は計り知れないものがあります。しかし、近年県内の高校教育も充実き、市内はもちろん県内外の経済の発展のために果たした役割は計り知れないものがあります。しかし、近年県内の高校教育も充実し